

経営セーフティ共済に加入する場合の注意点

経営セーフティ共済（倒産防止共済）とは？

まず、経営セーフティ共済についてです。この制度は①掛金の全額が損金になる（年払の掛金：240万円、②納付月数40か月以上で、任意解約でも全額が返金される、③取引先が倒産した場合の連鎖倒産を防ぐため、無担保・無保証人、無利息で掛金（最大800万円）の10倍までの借入れができる（最大8,000万円）という制度です。

掛金を損金（必要経費）にするための要件

この掛金を損金にするためには、法人税の申告書に「別表10(7)※「社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書」を添付することが【法的要件】になっているのです。もし、この書類が申告書に添付されていなければ、みなさんの会社は「資産計上となる掛金」を支払ったことになるのです。

所得税（個人事業主）の場合も書類の様式が違わずで、経営セーフティ共済の掛金を必要経費に算入するためには一定の書類の添付が要件となりますので、ご注意ください。

加入する前に検討すべきこと

①掛金の全額が損金になる（年払の掛金：240万円、②納付月数40か月以上で、任意解約でも全額が返金されるということは、掛金を支払うことにより、法人税等が繰り延べられる税効果があります。

しかし、加入する前に考えて頂きたいことがあるのです。それは「法人税等を繰り延べた結果、どうなったのか？」ということです。確かに、掛金総額800万円が全額損金になった結果、30%の法人税等（240万円）が繰り延べられたことは事実です。

ただし、一方で資金が「増えないお金」として「固定化された」されたことも事実です。解約しない限り、

みなさんの会社はこのお金を事業投資にも、金融投資にも使えないのです。

逆に、800万円の掛金を支払わず（＝法人税等の繰り延べをせず）、税引き後のお金を年5%の複利（年1回の30%課税）で運用したとしましょう。

そうすると、「運用益に対する課税も含めた税引後」の残高は「10年後：141%」、「15年後：168%」、「20年後：199%」となるのです。これが年10%の複利ならば、「10年後：197%」、「15年後：276%」、「20年後：387%」となるのです。具体的には、変額個人年金、株式、投資信託などを使った運用です。

中小企業の社長が税を繰り延べたかった意味

なぜ、みなさんは法人税等を繰り延べたかったのでしょうか？それは「税金を減らしたら得」という「幻想」に取りつかれていたからです。連鎖倒産に備える趣旨ならばいいのですが、「資金の固定化」という道を選ぶことはまったく得になっていないのです。

「全額が損金になる」、「40か月以上掛ければ、解約返戻率100%」、「解約はいつでも可能」という経営セーフティ共済でもこうなのです。

では、多くの中小企業が加入「してしまった」全額損金の生命保険は・・・？「全額が損金になる」、「一定期間かけ続けても解約返戻率は100%にはならない」、「解約するタイミングは極めて限定的」となるのです。

もちろん、この極めて限定的なタイミングで、社長の役員退職給与の支払いが行われるならば、それも意味のある行為です。しかし、社長の年齢から考えて、それはあり得ないタイミングである会社でも、多くの中小企業が「税金を減らすことは得という幻想」にとらわれ、加入してしまったのです・・・。

私は法人税等を繰り延べることを否定する気は全くありませんし、必要に応じて、「必要な方法」を提案しています。しかし、多くの方が「税の繰り延べの本質」をご理解されておらず、「税の幻想」の中で生きているのです。みなさんはそうならないように、ご注意頂ければと思います。

2023年10月 ～お仕事備忘録～

年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれのないようにしましょう。

年末調整の準備

年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。年末調整の申告書回収をすすめる前に、変更点を整理し、従業員からの問い合わせに対応できるようにしておきましょう。申告書の提出忘れや証明書の添付もれなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

年末調整を電子化している企業も増えてきています。電子化することによる業務効率化のメリットは大きいですが、紙の申告書で年末調整を行っている企業では、電子化への切り替えを検討するのもよいでしょう。

年末賞与の支払準備

今月は、冬の賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行いましょ。

所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）

11月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額※に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日～15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

※予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。

セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！
たった5年で売上が7倍<7億円>に！
幹部と一緒に作る！！

経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！
◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えします！
◎何でも質問OKです！

日程 2023年11月24日(金)

時間 10時～17時（受付9時45分～）

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします
参加料 30,000円（税抜）【定員5名様】

*おひとり様追加毎に+5,000円(税抜)となります。

お問い合わせ TEL: 097-529-5757 高山
申し込みフォーム:

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibIyPjigL_Oe0V0yBgFVw19S7Q/edit



事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

*10月3日(火) 10月誕生会
10月生まれの方を事務所全員で祝いました。
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



BlogとFacebookで事務所の様子や
職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話：097-529-5757（総務通信担当宛） メール：soumu@ideasoken.jp